

十九八七	六五四	三二一	〇基年財個財務省告示第十六十條の十 令和元年五月施行規則
の第適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後の	振額最低額面金	用振等項及の適	づき、平成元年發行三十月条件等を次とおり行われるた、利
子年額平す額の振計當○面成るの記替算た・金三。整載法期り○額十數又の間五百一倍は規開各パ円年の記定利込に四金錄に日払セつ月額はよ前ンき十にによ最振行われト百五円日におけるも額口の面座と金簿	一千額の定以万五千面振の下円百金替適「平成十八額機關を受法」四十で三は受け万千日は銀行と十九億五。	社債第一項「平成十三年法律等の振替に關する法律第七十九条の規定によるものとし、その規	個人向け國債、平成元年發行三十月条件等を次とおり行われるた、利
利の適初発発利二用期行行子期利利価日の以率子格適後の	振替単位	行額及の根拠そ	令和元年發行三十月条件等を次とおり行われるた、利

用
利
率

十一
初
期
利
子

十二
後の利子 第二期以

十六十五十四十三
拏込場所 償還期限

令和十一年四月十五日
額面金額百円につき百円
平成三十一年四月十五日
日本銀行の本店又は支店

額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$
毎年四月十五日及び十月十五日を支払期として、各支払期にて、その日以前六月間に属する利子として、次の算式によつて計算した金額を支払う。

(一) 中途換金の買取りは、令和二年四月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
和二年四月十五日から令和二年十月十五日前までの間の場合の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)
(二) 令和一年十月十五日以後の

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 \times
 $\frac{79.685}{100}$)

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十九年法律第七十三号）
第二十一条の四第一項に規定す
る特定障害者扶養信託契約の受
益者及び所得税法等の一部を改
正する法律（平成二十五年法律
第五号）第三条の規定による改
正前の相続税法第二十一条の四
第一項に規定する特別障害者扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行